

## 定期積金

平成22年11月26日現在

商品名	定期積金（スーパー積金）
販売対象	・法人及び個人のお客さま
契約期間	・1年以上5年以下
払込 (1)払込方法 (2)払込金額 (3)払込単位	・定期又は数回にわたり掛金の払込みができます。 ・1,000円以上 ・1,000円単位
支払方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
利息(給付補填金) (1)適用金利 (2)給付補填金の支払方法 (3)計算方法	・固定金利 ・契約時に証書（通帳）に表示する約定利回りを満期日まで適用します。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填金は付利単位を100円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算
税金	・個人のお客さまの給付補填金には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（なお、マル優は利用できません。） ・法人のお客さまは総合課税になります。
手数料	_____
付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による受入れができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の①、②の中途解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年末満の場合 解約日における普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60%（ただし、解約日における普通預金利率を下限とする。）
金利情報の入手方法	・当金庫ホームページ「金利一覧」のページに掲載しております。 また、店頭備え付けの金利表示ボード又は窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はコンプライアンス部信金相談室（9時～16時50分、電話：072-621-9312）にお申し出ください。 紛争解決措置 公益社団法人総合紛争解決センター（06-6364-7644）東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記コンプライアンス部信金相談室又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
その他の参考となる事項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、又は約定年利回り（1年を365日とする日割り計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 （当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）